

2019年6月に
調査票送付!

【訪問介護用】

経営概況・実態調査に正しく答えて 適切な介護報酬改定につなげよう!

◆ 2018改定では・・・

訪問介護・通所介護の「収支差率は比較的高水準」という指摘が、**介護報酬の引き下げに繋がった可能性があります。**

■ 2016年度介護事業経営概況調査結果

サービス	収支差率
訪問介護	5.5%
通所介護	6.3%

■ 2018年度介護報酬改定結果

サービス	改定結果
訪問介護	生活援助の 引き下げ
通所介護	時間区分の変更に伴う 実質引き下げ & 大規模事業所 の引き下げ
住宅型有料老人ホーム・ サービス付き高齢者向け住宅 の訪問介護	同一建物減算の強化 50人以上85%に

財務省は、この調査結果に基づき、
「**特に、訪問、通所などの在宅サービスの
収支差率は比較的高水準にとどまっている。**」
と指摘。

(2017年4月20日
財務省・財政制度等審議会財政制度分科会)

介護事業概況調査・実態調査の結果は、介護報酬改定に大きな影響を与えます!

調査結果は、私たち1事業所1事業所の回答の平均です!

**2019年6月に、調査対象事業所に
2019年度「介護事業経営概況調査」の調査票が送付されます。**

正しく答えて、私たちの厳しい経営状況を正しく伝えましょう!

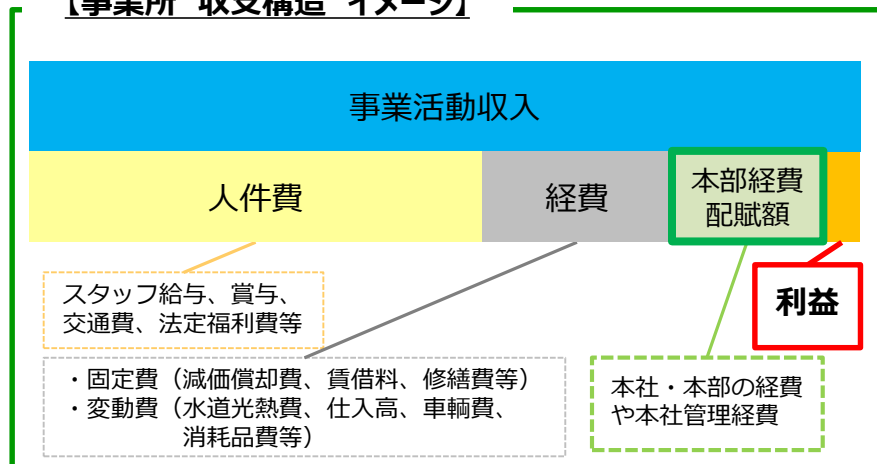
◆ 調査の概要と注意点

厚生労働省から無作為抽出された
【事業所】に調査票が送付されます。

この調査は、本部経費を含めた経営実
態≡法人全体の収支を回答する調査で
す。

本社経費や本社で管理している広告宣
伝費、採用経費、研修費用等すべての
経費を、売上や定員数等で按分して、
「本部経費配賦額」欄に記入して、法
人の経営状況を伝えてください。

【事業所 収支構造 イメージ】



Q1 介護事業経営概況調査とは何ですか？

A1 介護事業経営概況調査とは、国が、介護事業者の経営状況を把握するため、3年に1回行う重要な調査です。介護事業経営実態調査のプレ調査に当たりますが、これらの調査結果で、**経営状況がよい（もうかっている）という結果が出ると、介護報酬が引き下げられてしまいます。**

介護事業経営概況調査は、介護報酬改定の翌年に、介護報酬改定前と後の年度（今回は2017年度と2018年度）の経営状況の調査が行われます。

Q2 誰が答えればいいですか？

A2 調査票は、各事業所に届きますが、**法人(本社・本部)代表者の責任で回答するようにしてください。**対象事業所の管理者は、自力で回答しようとせず、特に支出部分に関しては、必ず本社・本部にご確認ください。

Q3 何を調査する調査なのですか？

A3 **利益額（収支差）が最重要項目の調査です。法人利益の実態と乖離がないか必ずご確認ください。**調査票には、利益額、利益率の欄はありませんが、記入後に「事業収入(収益)－事業支出(費用)」で利益額、利益率の数字を出してご確認ください。

実態の経常利益・純利益よりも、明らかに高い利益の数字が出た場合は、**費用の計上漏れのおそれ**があります。再確認してください。**法人全体の利益率と比較して、妥当かどうかを確認**してください。本部コストを含む経営全体の実態を報告するものです。

Q4 調査回答に当たって注意する点を教えてください。**A4 費用計上漏れが、最大の注意ポイントです。**

1. **本部経費配賦額** — **社長の給料や税金を含めて**全ての本部経費を按分して、記載します。本社・本部に必ず相談してください。本社・本部で管理している経費や本社・本部自体の経費を**各事業所の売上規模・従業員数などの基準で按分・配賦**し、忘れずに計上してください。
2. **減価償却費** — 本社・本部に必ず相談してください。
3. **支払手数料・リース費用・広告宣伝費、職員採用経費、保守費、消耗品費など** — 該当する欄がありませんので、「**その他の経費**」欄に忘れずに加えてください。その他、該当科目がない様々な費用は全て「**その他の経費**」欄に計上してください。事業所の費用合計と調査票の売上原価計等が一致するかご確認ください。
4. **指定訪問介護事業所と定期巡回随時対応型介護看護事業所併設の場合**にはご注意ください。賃借料や水道光熱費、給与など計上先がどちらか一方に合算されている可能性があり、利益が大きくなる場合がございます。事業所で管理している労務費や経費を指定訪問介護事業所と定期巡回事業所の売上比率等の基準で按分・配賦し、忘れずに計上してください。必ず本社・本部に確認ください。

運営法人みんなで適切な介護報酬につなげる活動です！ご不明点があれば、下記までご連絡ください。

日本在宅介護協会 事務局

TEL : 03-3351-2885 E-mail : zaitaku@zaitaku-kyo.gr.jp